

郷土史

用行義塾の授業料について

小栗勝也

(1) はじめに

用行義塾は明治五年六月二五日、久津部村（現・袋井市）に設置された中東遠地域初の小学校である。国が全国に小学校を作るとを命じた「学制」の発布より少し前に、国の命令とは関係なく村人が自発的に設立した小学校であるという点に最大の特徴を有する学校である。

この用行義塾の「規則」が『袋井市史 史料編四 近代現代』（昭和五八年一月三一日、袋井市）に掲載されているが、その冒頭に、「一束脩百疋教授料月々五拾疋宛世話方工可差出事」と記されている。

際に円の金貨や紙幣が発行された最初は明治四年一〇月である。円の貨幣文化に完全に置き換わるまでは、しばらく時間が必要であったことになる。明治に改元されたからといって、全てが一気に変化した訳ではないことが、右のお金の数え方を見ても分かる。

さて、用行義塾の授業料五〇疋であるが、幕末時の一疋^①二五文を前提に考えるところで、これは当時においてどれくらい価値になるのであるうか。五〇疋を文に換算すると、五〇疋×二五文＝一二五〇文となる。一二五〇文の価値を考えるには、以下に示す貨幣の交換式が必要となる。

江戸時代の貨幣は「両」「分」「朱」「文」があり、それぞれに対応した金貨（小判も）、銀貨、銅貨があった。このうち両、分、朱は金貨で、一両で四分と等価であり、一分は四朱と等価であった（図1参照）。四進法で上の単位に繰り上がることになる。

両は小判であるが、分には一分金や二分金、朱には一朱金や二朱金の金貨があり、また、これとは別に銀貨に対応する分・朱もあった。庶民が日常で多く

束脩は今で言えば入学金のことなので、最初に支払うだけで済むが、教授料（以下、授業料とする）は毎月必要となる。それが月五〇疋とされているので、一年では六〇〇疋となる。この額は高いのか安いのかを考えるのが本稿の目的である。

(2) 五〇疋とは

額の多寡を論ずる前に、前提となる通貨とその数え方について説明しておきたい。まず「疋」（ひき）という単位についてである。疋は古くから使われたお金の単位の一つであるが、注意が必要なのは、疋という貨幣が存在したわけではないということである。江戸時代において、一文銭が一〇枚、すなわち一〇文のことを表す単位が一疋で、後には一疋^②二五文となり、幕末もそうであったと言われている。用行義塾の規則に「疋」の単位が記されたのは明治五年のことであるが、疋が使われていたことから、この頃の袋井地域における貨幣文化はまだ江戸末期のままであることが分かる。明治政府によって「円」や「銭」の通貨単位は導入されたものの、実

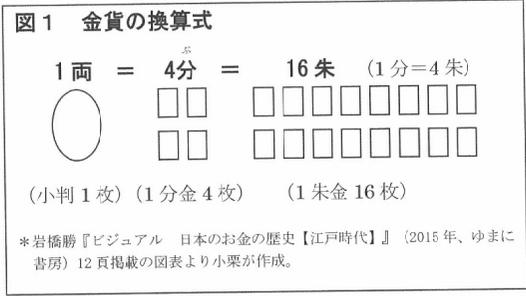


表1 1両を1文銭に交換する際の公定相場

年	慶長9 (1904)	慶長14 (1609)	元禄13 (1700)	天保13 (1842)	明治2 (1869)
1文銭では	永楽銭 1,000 文 鑄銭 4,000 文	4,000 文	4,000 文	6,500 文	10,000 文

*岩橋勝『ビジュアル 日本のお金の歴史【江戸時代】』（2015年、ゆまに書房）12頁掲載表より小栗が作成。

使用していた貨幣は一文銭であるが、これは銅その他で作られていた。この一文銭の価値は時代によって大きな差があり、元々は一〇〇〇文で一両であったようであるが、一両 \equiv 四千文が江戸時代の普通の相場となり、それが江戸後期に一両 \equiv 六千五百文になった後、明治二年には一両 \equiv 一万文になっている(表1参照)。

正の話に戻るが、幕末・明治初期では一疋 \equiv 二五文であったので、用行義塾における授業料五〇疋は一二五〇文になることは先述の通りである。ここで右に示した一両 \equiv 一万文の情報と考え合わせると、一二五〇文は $10,000 \div 1250 \equiv 8$ となり、一両の $1/8$ (8分の1)の価値になる。以上は貨幣換算の原則論から計算によって導き出したものである。

次に、用行義塾でも本当にこの通りに運用されていたのかについて、用行義塾が残した史料を基に検証してみたい。前掲『袋井市史 史料編四』には用行義塾の「束脩教授料覚」が収録されている。そこにも当時のお金の数え方が分かるデータがある。ただ史料全体としては、合計値が示されていても、ど

こからどこまでの合算なのか不明瞭であったり、正確とは言えない情報が含まれていたりして、扱いにくい史料である。それでも綺麗に計算が行われている箇所もある。そのような所から次の二つに着目してみたい。表2と表3で示したものがそれである。表2は、明治五年八月晦日に納付された授業料のまとめ部分を表にしたものである。ここでは大橋以下五名の授業料が合算されて合計三分であると記されており、合計で三〇〇疋が三分に読み替えられていることが分かる。すると一分は一〇〇疋ということになる。前述の通り原則的換算では一両 \equiv 四分であるから、一分 \equiv 一〇〇疋なら、四分は四〇〇疋となる。一疋は幕末では二五文であったから、四〇〇疋を文に換算すると $400 \times 25 \equiv 10,000$ 文となり、表1の一両 \equiv 一万文と同じになる。実際に用行義塾でも、原則論的換算式による計算が成立していたことが分かる。

表3は、明治五年七月八月の束脩のまとめ部分で、合計九〇〇疋を二両一分と計算していることが分かる。ここでも一分を一〇〇疋と考えていることが前提となつている。なぜなら、九〇〇疋は四〇〇疋+四〇〇疋+一〇〇疋となり、四〇〇疋は四分 \equiv 一両なので、九〇〇疋は二両一分になる。表3の計算結果からも、一分 \equiv 一〇〇疋、四分 \equiv 四〇〇疋 \equiv 一両の換算が行われていること、及び一疋 \equiv 二五文と考えれば四〇〇疋 \equiv 一万文 \equiv 一両の換算が成り立つことが確認できる。

以上の通り、用行義塾の史料からも当時の原則的換算方式で運用されていたことを確認できたので、原則論からも実際論からも、用行義塾の授業料五〇疋は一両の $1/8$ の価値であると断定できる。一両 \equiv 一万文なので、その $1/8$ は一二五〇文となる。これが一文銭で示した時の五〇疋の価値である。

更に明治四年に通貨単位として「円・銭」が導入された時、一両 \equiv 一円の換算であったことから、一両の $1/8$ を円で示すこともできる。その値は一二銭五厘である。これが円で示した時の五〇疋の価値である。

現在における価値はまた別で、米価から見た幕末の一両は四千元 \sim 一万円程度であると日銀は示して

表2 300疋=3分の換算根拠

教授料			
8月晦日	大橋駒吉	100 疋	2か月分
同	大田宇平	50 疋	1か月分
同	鎌田喜太郎	50 疋	同
同	田代常平	50 疋	同
同	植田国太郎	50 疋	同
μ 金3分也		【計300疋】	

*『袋井市史 史料編四』(306~307頁)より、小栗が作成。
*原文記載の情報を小栗が表にまとめたもの。なお原文は縦書きで数字は全て漢数字だが、ここではアラビア数字に直した。【】と太字部分は原文にはなく小栗が追記したものの。

表3 900疋=2両1分の換算根拠

7月朔日	中山開夕	100 疋
7月25日	中山源三郎	100 疋
7月26日	中山曹一郎	100 疋
7月28日	大橋駒吉	50 疋
8月3日	大田宇平	50 疋
8月4日	美倉利遂	100 疋
同5日	鎌田喜太郎	50 疋
同8日	河合徳太郎	50 疋
同8日	植田国太郎	100 疋
同9日	田代常平	100 疋
同13日	中山俊太郎	100 疋
μ 金2両1分也		【計900疋】

*『袋井市史 史料編四』(305~306頁)より小栗が作成。他の注記は表2と同じ。

いる。⁽⁴⁾ その1/8は五〇〇円〜一二五〇円となるから膨大な金額とは言えない。但し、大工の賃金で見るとは一両⁽⁵⁾約三五万円となり、その1/8は約四万三七五〇円である。米価の場合とは大きな差がある。筆者がよく用いる例は落語の「時そば」に出てくる立ち食いそば一杯の値段であるが、それは一六文である。いま一文を、キリのよい数字で現在の二〇円と仮定すると、一六文は三二〇円となる。駅の立ち食いそば一杯とほぼ同じ位の値段になるから、一文を現在の二〇円と考えることも可能である。明治二年の一両は一万文であったから、そば一杯から見た現在の価値は二〇万円となる。その1/8は二万五千円であり、今の私立高校の月額授業料程になるので高額に感じる。

このように同じ一両の1/8といっても、現在の価値を考える時は基準とするものによって五〇〇円〜四万三七五〇円もの開きが生じてしまう。五〇〇円なら安価であるし、四万超は高価である。そこで現在の価値を考えることなく、当時の価値感覚で考えてみることにしたい。

(3) 他の小学校の授業料事情

当時の価値感覚で考えるために筆者が思いついたものは、この用行義塾の授業料が当時の他の小学校の授業料と比べて、どれほど高いか安いかを比べてみようということである。以下、この点について考えてみたい。

明治五年の学制によって小学校を設立することが国から命じられると、明治六〜七年頃に全国で爆発的に小学校が誕生することになる。当時の小学校は義務教育であるとはいえ、今日とは異なり教育費は無償ではなかった。地域や時代によって差はあるものの、子どもを送る家庭から受益者負担としての授業料が徴収されることはあった。

その額については様々であったようだが、「学制」の中では第九章において、「授業料」として小学校では「一月五十銭ヲ相当トス外二二十五銭ノ一等ヲ設ク」と記されていた。⁽⁶⁾ 月五〇銭を相当額とするが、これを払えない人のために月二五銭の設定を別に用意してもよいということである。それでも納入できない者は届を出し、学校から許可を得ることも

可能とされていたので、臨機応変に対応して厳しく徴収しなくてもよいと初めから想定されていたことが分かる。ネガティブな表現で表せば、授業料で経費を賄うことは難しいことを承知の上で、見切り発車的に小学校をスタートさせたと言えるかもしれない。いずれにせよ、ここで示された相当額が月五〇銭であった。

用行義塾の授業料は月五〇正⁽⁷⁾＝一二銭五厘であった。学制で相当額とされた月五〇銭よりも少なく、学制が別に設定してもよいとしていた月二五銭と比べても半額である。これらと比べれば、用行義塾の月謝は決して高くはないと言える。

むしろ学制の設定額の方が高額すぎるように見える。実際、学制の設定額は高額であるため人々を苦しめた、と怒っている人がいる。その人は、高額である根拠として、「明治一一年当時、有業者一人当たり年間二二円の所得であった」ことを指摘し、だから小学校への「就学は家庭にとってはかなり負担であった」と言う。⁽⁸⁾ 月五〇銭なら年六円になるから、年収二一円の家でこれを負担するのは困難であるこ

とは誰でも想像できる。

だが実態は、そのような単純な話ではない。学制に月五〇銭の授業料が相当であると記されていたとしても、現実はその通りに動いていなかったからである。法律に書かれていれば、現実も全てその通りになっていると考えるのは浅はかである。そうであるならば、この世には戦争も犯罪も起きないはずである。しかし現実とは違ふ。

学制が記す月五〇銭に関する現実については、『学制百年史』（文部省、昭和四七年一〇月一日）には次のように記されている。すなわち、「学制が定められた月五〇銭は、当時にあつてはきわめて高額であり、この規定を実施することはほとんど不可能であった。実情としては、少額の授業料を徴収し、貧民に対しては無料とする場合も多かった。」（一六九〜一七〇頁）、「実際には、小学校総数の約半数が授業料を徴収せず、徴収する場合でも規定の額をはるかに下回る例が多く、授業料収入は、学区の教育費のわずかな部分を占めるにすぎなかった」（二六二頁）と。先の評者はこの文章を読んでいないのであ

ろう。

また、当時の久津部村が属した浜松県では、学制を受けて独自に全一六条からなる章程を作成（明治六年六月一〇日）しているが、その第一三条に「生徒ノ束脩ハ二十五銭トシ、授業料ハ毎月十二銭五厘ト定ムベキ事」、「但、各区ノ事情ニヨリ斟酌増減スル妨ゲナシトス」とある。浜松県内の全ての公立小学校では、用行義塾の授業料と同じ月十二銭五厘が授業料の相当額であると通達されていたのである。

一年前の学制の月五〇銭よりも遥かに低額に抑えられている。当時の教育行政は月五〇銭を生徒に強要するような強圧的なものではなく、比較的緩やかな対応をしていたというのが実態である。

更に、筆者が知っている実例を示すと、学制よりも後の事例ではあるが、例えば、現在の袋井市の隣にある磐田市の匂坂地区に存在した匂坂学校では、明治一六年に正式に「村立小学匂坂学校」になった際、授業料は「一切免除」とされていた¹⁰⁾。また、用行義塾の後身学校である久津部学校の更に後身となる「公立小学刮目舎」では、明治一三年一〇月時点

で運用できる訳がないことは分かっており、それゆえに授業料以外の捻出方式も承認されていた訳である。もちろん各戸割当金は子どもを小学校に出す家にも支払い義務があったから、授業料ではなくとも学校維持のために何らかの負担は避けられなかったのであるが、それに加えて授業料まで徴収されるケースはそれほど多くはなかったことになる。

このように初期の頃は、小学校における授業料の徴収はケースバイケースであり、徴収されても小額であった。ところが後に文部省は授業料負担の義務化を打ち出した。明治一八年のことである¹¹⁾。だから前出の匂坂学校は授業料免除だったのに、明治二一年に「匂坂尋常小学校」になった時には、授業料が月八銭と定められた¹²⁾。授業料義務化の時期だったからである。また、いまの掛川市にあった尋常小学校の岳陽学校では、明治一九年九月の時点で、授業料として最高学年の四年生には月六銭と定められ、以下、三年生五銭、二年生四銭、一年生三銭と傾斜配分されていた¹³⁾。更に、同じ掛川でも村立山口尋常小学校では、明治二二年一〇月時点で、授業料は学年

において、学校の経費は「学区内三ヶ村」の「戸数」全体に対して「賦課」する、とされており¹⁴⁾、授業料の形での徴収はされていない。更に、久津部村の近くに位置した愛野村には愛野学校があったが、明治一一年三月時点での同校の経費は、村内一三〇戸に対し「地価百円ニ付金式拾五銭余¹⁵⁾」の割当で負担することを原則としており、ここでも授業料の形では徴収されていない。

生徒がいない家も含め村内の各戸に経費を割り当てる方式は、当時の小学校の経費捻出方法として最も多く採用されていた方式であり、明治六年の統計によれば、全国の小学校の収入総額のうち約四三%が各戸割当金であったという¹⁶⁾。多くの地域では村が総出で学校の維持に協力していたのであり、刮目舎や愛野学校の例はその典型である。

同じ明治六年の全国統計からは、授業料による収入の割合は小学校の全収入のうち約六%に過ぎなかったことも分かる。月五〇銭の授業料で小学校の経費を運用しようという発想は、学制を構想した当時の文部省が建前として示してはいたけれども、そ

を問わず一律「月七銭」と定められており、「貧困ニシテ入学シ能ハサル児童ハ、村長ノ見込ヲ以テ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ」との但し書きが添えられていた¹⁷⁾。

全国の小学校で授業料が義務化された明治一八年以降でさえ、右の学校で実際に徴収された額は月額七〜八銭であり、学制発布当時に相当額と定められた五〇銭どころか、浜松県が相当額とした一二銭五厘よりも更に安価であった。しかも納入が難しい家には免除されることもあった。授業料を義務化した後でも、強引な取り立てを行う訳ではなく、柔軟性のある運用が明治期の教育現場では行われていたことになる。

(4) 用行義塾の入金記録から分かること

このような柔軟な対応は、用行義塾の中においても見られたことである。

用行義塾の出席記録を筆者が整理した結果、最大で五〇数人程の塾生がいたことが分かっているが、このうち、束脩（入学金）または教授料（授業料）

表4 用行義塾の塾生で入金記録がある者

ここで の通番	基の「表」 中の番号	氏名	(☆=東脩の支払い、○=教授料の支払い)
【以下、特別な塾生】			
1	2	渡辺猪十(伊十)	☆9/20に1分、○9/21に1分
2	3	中山源三郎	☆7/25に百疋、○明治6年1/2に2分
3	4	中山曹一郎	☆7/26に百疋、○明治6年1/2に1分2朱
4	5	中村繁太郎	☆9/20に1分
5	6	中山俊太郎	☆8/13に百疋、○明治6年1/2に2朱と銀2匁
6	7	中山仙三郎	☆9/20に1分、○明治6年1/2に1分
7	8	中山開夕	☆7/1に百疋、☆8/21に5匁2分5厘【なぜか東脩が2回有】、○9/13に5匁2分5厘
【以下、普通の塾生】			
8	6	大橋駒吉(駒吉)	☆7/28に50疋、○8/晦日に百疋、○10/12に2朱、○11月に2朱、○明治6年1/2に2朱、○3月分として2朱が2回
9	16	大田字平【袋井】	☆8/3に50疋、○8/晦日に50疋
9.5	17	字平(卯平) 【本村の字平もあり区別不可】	○10/12に2朱、○明治6年1/2に10月分2朱と11月分2朱、○3月分として1~2月分の1分と3月分の2朱
10	22	松庭八十吉	☆9/20に1分、○明治6年3/2に2朱
11	25	田代常平(常平)【袋井】	☆8/9に百疋、○8/晦日に50疋、○10/12に2朱、○明治6年1/2に2朱、○明治6年3月分として2朱が2回
12	(26)	国平	○11月に2朱
13	28	平吉	○明治6年3月に2朱
14	33	山本三平	☆9/20に1分
15	37	鎌田喜太郎【袋井】	☆8/5に50疋、○8/晦日に50疋、○10/12【又は11/12】に9月分として2朱、○11/12に10月分として2朱、○明治6年1/2に2朱、○明治6年3月に2朱
16	38	美倉利遂【川井 春暇塾 三倉村】	☆8/4に百疋、○明治6年3月に2朱
17	39	植田国太郎【袋井村】	☆8/8に百疋、○10/12に2朱、○11月に2朱、○明治6年1/2に2朱、○明治6年3月に1~2月分として1分と3月分として2朱
18	40	河合徳太郎	☆8/8に50疋、○8/晦日に50疋
19	42	鷹森真二	☆9/20に1分
20	43	村松弁二郎	☆9/20に1分
21	44	阿部かい	☆9/20に1分
22	45	阿部五六郎	☆9/20に1分
23	46	三浦いそ	☆明治6年1/2に1朱
24	47	政平	☆明治6年1/2に1分
25	48	ちを	☆明治6年1/2に1分
26	49	茂平	☆明治6年1/2に1朱

*基の「表」とは本文中に示した『静岡理工科大学紀要』掲載の拙稿中に掲げた「表2」～「表4」のこと
で、基の「表」中の番号とは、その表の中で小票が個人に対して付した番号のこと、その際に、別人か
同一人物か判別し難い場合に番号に()を付けているので、この表でもそれが反映されている。
*但し字平については、袋井村の太田字平と本村(久津部村)の字平と2人いたようだが、入金記録
に字平としかない場合は、どちらに当たるか不確かなので、ここでは便宜的に通番に「9.5」として記し
た。これが別人と断定できるなら合計人数は27人となる。
*住込み塾生の食費代に当たる月俸米の代金は略した。
*年がないのは全て明治5年を指す。
*本稿中で示した換算式から1分は100疋、1朱は25疋となる。

を収めたことが記録に残っている者は、表4に示す
二六人程であり、全体の半分程でしかない。

この表は、『袋井市史 史料編四』に収録されて
いる「東脩教授料覚」「出席教授優生姓名簿」を基
に筆者が整理して、『静岡理工科大学紀要』に発表
したデータから作成したものである。より具体的に
述べる、拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その
2)」に収録の「表2 用行義塾塾生の出席状況及
び日別情報の一覧」特別の塾生・用務員」及び
「表3 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一
覧」普通の塾生①」、拙稿「用行義塾の基礎的研究
資料(その3)」に収録の「表4 用行義塾塾生の
出席状況及び日別情報の一覧」普通の塾生②」(全
て『静岡理工科大学紀要』第二三巻(二〇一五年六
月一日)に同時に収録)の三つが基データである。

拙稿中の「表2」(以下鍵括弧付きの表番号は拙
稿中の表のことで本稿中の表とは異なる)から八人
(用務員とした日向謹作も塾生に含める)、「表3」
「表4」から小計四九人、合計で五七人の塾生を筆
者は特定した。但し、同一人物である可能性があっ

ても、同一人物であることの確証がないために、便
宜上、別人物としてカウントしている場合があり、
それを断った上で(番号に括弧を付けることで)
「表2」～「表4」を作成している。もし同一人物
としてまとめることができたとしたら、合計五七人
とした塾生の中から五人程が減る可能性がある。
従って、五二～五七人のどこかに定まるはずである
が、確定できないので、現状では塾生の総数は五〇
数人程と記するのが最も合理的であると考えている。
先に最大で五〇数人程の塾生がいたと記した根拠が
これである。

また「表2」～「表4」には、東脩や教授料(授
業料)を収めた記録も記してある。そこから、お金
が支払われた記録がある塾生のみを抽出したものが
本稿の表4である。ここにも同一人物か別人物かを
区別できない場合が含まれている。該当する人数に
ついて、先に「二六人程」と幅を持たせた表現を用
いたのも、それが理由である。

但し、この入金記録には元々「心付」も記され
ていたけれども、『袋井市史 史料編四』では、「此

分其処二心付記るニ付潰ス、「○以下抹消」と断り書きが記された上で、削除された部分がある(三〇八頁)。この部分を削除したのは市史編纂者の意思によるものか、国立史料館所蔵の元史料自体の中で既に抹消されていたのかは確認できていない。このため、もしかすると、授業料のつもりで心付を支払った塾生が表4に示せていない可能性がある。江戸時代の塾や寺子屋では、毎月ではなく益暮れなどの時期に様々な形で授業料に相当する金品を支払う習慣があったから、用行義塾に対しても同様の形で対価を支払えばよいと考えた親があつても不思議ではない。そのため用行義塾に対して束脩または授業料を払った者は二六名程であった数字も、右のことを考慮すると増える可能性はある。

また、束脩や授業料の記録として知られているのは『袋井市史 史料編四』の記録だけであるが、その記録自体が不完全であつたり、知られていない別の記録があつたりした場合も、更に増えるかもしれない。だが、知られていない記録を考慮することは不可能であるし、『袋井市史 史料編四』の記録に

であつた。

江戸時代までは、子どもが義務として学校へ行かねばならないという制度はなく、月額方式で授業料を収める文化も日本にはなかった。それと比べると、明治になって小学校が義務教育化され、しかも比較的安価であつても月謝が必要というのでは困る家庭も多かったであろうことは、明治初期の小学校の就学率が低かつたことから容易に想像される。

その後、授業料の納入は明治三三年に完全に廃止され、義務教育の無償化がスタートするが、無償化以前においては小学校の授業料徴収は珍しいことではなかった。しかも支払い免除等も用意されており、貧困家庭でも児童を学校に行かせられるような工夫はなされていた。出来る限り就学率を上げるために柔軟な運用が行われていたのが当時の実態であり、それは用行義塾でも同じであつたと考えられる。

(5) まとめ

小学校で授業料を徴収することは明治前半においては特異なことではなかったので、私立小学校とさ

ついても心付の削除以外に不備があるか否かについては現状では確かめようがないので、ここでは右の通り、二六名程が用行義塾にお金を支払った人数であると考える。

以上のデータから、用行義塾の塾生全体五〇数名の中で、約半分程しか束脩または授業料を支払っていないことが分かるが、このことは授業料等を払わないまま用行義塾に来ていた者がいたことを意味する。そういう塾生に対して用行義塾側が支払いを催促していたか否かは判らないが、束脩や授業料を支払った記録がない子どもでも何日も出席していた事実を確認できるケースがあるので、授業料の有無は大目に見られていた可能性が高いと想像される。

更に、支払いの仕方を見ても、先月分の授業料を次の月に支払つたり、複数月分をまとめて支払つたりすることも普通に行われており、支払い方法についても柔軟な対応がなされていたことが分かる。

このように、月謝として五〇正を課すと規則に示していたとしても、実際の運用は規則通りではなく、緩やかで柔軟な対応をしていたのが用行義塾の実態

れた用行義塾でも授業料を徴収したこと自体は不思議なことではない。しかもその額は学制が求めた授業料よりも遥かに安価であり、当時の浜松県が示した小学校の標準的な授業料と同額であつた。用行義塾の授業料は特別に高額であつた訳ではない。それでも明治二〇年代に授業料徴収が義務化された以降の近隣小学校の月謝が七〜八銭であつたことと比較すると、用行義塾の月一二銭五厘は割高に見える。但し、当時の小学校全般と共通して、授業料の徴収は用行義塾でも柔軟であつたから、額面通りの授業料だけで議論するのは危険である。

用行義塾は当時の小学校と比べて特別に高額な授業料を要求していた訳ではないが、それでも一般論で言えば、明治初期には小学校に対する家庭の負担が重いと感じられ、それゆえ全国的に就学率が低かつたとされている。そのような時代に一般の家庭から見ると、用行義塾も敷居の高い存在であつたかもしれない。それゆえ、当該地域初の小学校であるという画期的な側面を持ちながらも、用行義塾に入学した子どもは五〇数人程であり、実際に通学して

いた子どもは最も多い時でも一日に二八人⁽²⁵⁾でしかなかった。用行義塾の発足は、小学校という存在が日本中で当たり前になるよりも前のことであったので、右のような事情もやむを得なかったと思われる。

事実として、用行義塾で学んだ子どもの数は多くなく、また存続した期間は一年にも満たなかったので、当時も今も、この学校の存在感が乏しいという残念な側面がある。しかし、そうであったとしても、何度も言う通り、国が義務教育としての小学校を導入するよりも前に、このような学校を村人の発案で自主的に設立した意欲は高く評価したいと思う。それは当該地域の他の場所では決して見られないことだったからである。

また授業料を収めて、用行義塾で学んだ子どもたちが僅かでも存在していたことも事実である。これは、近代的な教育の重要性を理解する先見の明を持った親がこの地域に存在し、なおかつ授業料を収められる裕福さを持ち合わせていたことを意味する。用行義塾を作った久津部村とその村人たち自身が、思想的にも経済的にも当時においては傑出した存在

であったと言うべきなのかもしれない。

(父の葬儀を間に挟みながら執筆、二〇二二年一月二八日脱稿、静岡理工科大学情報学部教授)

- (1) 「幕末期の五〇疋(ひき)は、現在ではだいたい幾らくらいになるか」という質問に福井県立図書館が回答した内容がレファレンス事例詳細としてレファレンス協同データベースに記録・公開されている (https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000197877)。それによると、幕末期は「一疋＝二五文」とある。但し、徳川時代までには一〇文＝一疋となっていて「一分銀一枚に相当し」たが、「後には二五文を一疋」とした、と説明されている。江戸時代でも一疋＝一〇文の時期と、一疋＝二五文の時期に分かれることになる。
- (2) 『日本史総覧 机上版』(昭和六三年九月一日、新人物往来社) 一〇八三頁、一〇九二頁。
- (3) たとえば、三〇六頁に「三口メ」と記された部分の右には、鷹森真二から阿部五六郎まで六人の名がある。また「葵西一月二日受取」分として、源三

郎から仙三郎まで三人分の記録があるのに「三口メ」と記されている(三〇九頁)。

(4) 日銀の貨幣博物館のHP内にある「お金の歴史に関するFAQ」(<https://www.jmes.boj.or.jp/cm/history/historyfaq/answer.html#a05>)。

(5) 同右。

(6) 国会図書館デジタルコレクション所蔵「学制」三七丁、画像では三九〇コマ目の画像。

(7) 同右、三七丁～三八丁。画像では同じ三九〇コマ目。

(8) 井出草平の研究ノート「明治時代の義務教育の浸透」(<https://ides.hatenablog.com/entry/2019/10/22/165520>)。

(9) 『掛川市史 資料編 近現代』(平成七年三月三〇日、掛川市発行) 七〇三～七〇五頁に収録の「浜松県小学区画章程」。

(10) 市川恒「近・現代史 匂坂学校」(馨南文化協会『馨南文化』第一二号、昭和六一年七月一日、所収) 六一頁。

(11) 拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」(『静岡理工科大学紀要』第三三巻、二〇一五年六月一日、所収) 九九頁。

(12) 前掲『袋井市史 史料編四』三八二頁。

(13) 前掲『学制百年史』一七〇頁。

(14) 同右。

(15) 前掲『学制百年史』二六五～二六六頁。

(16) 前掲・市川「近・現代史 匂坂学校」六五頁。

(17) 前掲『掛川市史 資料編 近現代』七〇九頁。

(18) 同右、七一頁。

(19) 江戸時代の塾の授業料に関しては『福沢諭吉事典』(福沢諭吉事典編集委員会・編、慶応義塾・発行、二〇一〇年十二月二十五日)にある以下の記述(一〇二頁)が参考になる。「旧幕時代の私塾では、入塾の際に束脩として若干の金員をおさめ、その後は益暮の年二回各生徒の身持ちに合わせ金子なり品物なりを贈るといのが慣わしであった。」

寺子屋については、「江戸時代、寺子屋の授業料はいくら?」という質問に対して、東京都江戸東京博物館図書室が答えた記録がレファレンス事例詳細としてレファレンス共同データベースに公開されている (https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000030144)。それによると、「金額に明確な定めはありません。一般的に寺子屋に通う場合は師匠に、入門料である「束脩(そくしゅう)」と授業料である「謝儀」を納めました。江戸と地方

では謝礼の傾向が異なりましたが、江戸では銭を納める事が多かったようです。そのほか盆暮などに付け届けが行われていたようですが、もちろんすべて寺子屋に当てはまるわけではありません。」というのが「回答」である。

更に寺子屋の授業料に関する具体例として、「資料4」『史話江戸は過ぎる』によると、江戸末期頃には、毎月「一朱銀を二つ持ってゆき」、また二十五日には天神様の天神講のための銭を用意したそう、で、「さしに差した金を一本持ってゆきました、一本でいくらあつたかは知りません」との証言があります。／「資料5」『時代考証事典』によると、「どの寺子屋もまったく月謝の定めがなかった」盆暮や五節句に「百文から多くて一千文程度」持参しました。月謝に直すと「二十文〜二百文」としています。／「資料6」『江戸の備忘録』によると、授業料は年5回払いで、江戸では金1朱(約2万円、1両≒30万円換算)ずつ5回納めるのが通例であるとし、農村部では江戸の半額ほどのことです。／「資料7」『日本庶民教育史』中巻(復刻版)の報告によると、金銭だけでなく、食品や物品などさまざまだったことがわかります。」「(原文横書き)。」は

た、「表4」では、明治六年一月二日に束脩を収めた46番「三浦いそ」と49番「茂平」は一朱≒二五疋しか収めていないが、これは既定の束脩の四分の一である。収める金額についても融通を利かせていたことになる。これらはいずれも本稿の表4からも見て取れる。

(23) 前掲『学制百年史』三一六〜三一七頁。

(24) 学制によって国が指示するよりも前に、既に用行義塾が月謝方式を採用していた点は特異なことであるので、別に検討する必要があるかもしれない。もしかするとそこに、慶應義塾が日本で初めて採用した私塾の授業料方式が影響していた可能性があるかもしれない。用行義塾の創設者である足立一族の中に足立寛がいて、寛は福沢諭吉の弟子であり、福沢塾の塾長でもあったから、慶應との関係を勘繰りたくなる。しかしながら、これに関する証拠は現在のところ何もない。

(25) 明治五年一〇月四日及び五日の出席人数が二八人で、これが一日当たりの最多出席者数であった。

前出・拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」に収録の「表5」を参照のこと。

小栗が付したもので改行を表す」と紹介されている。

これらの例からみても、用行義塾にあった「心付」が寺子屋時代の授業料代わりであった可能性は十分にある。用行義塾において、正規の授業料を払った者が更に心付として支払っていたとしたら、授業料とは別の心付ということになるが、誰が心付を払ったのかが分からないので、授業料以外の心付であったか否かを確認することはできない。

(20) 例えば、前出の「表4」の中にある21番「勝次郎(又は「勝二郎)」は七六回の出席が、また24番「常作」は六二回、30番「武吉(または「竹吉)」は八三回の出席が確認できているが(一三五頁の【○の数合計】を参照)、三人とも束脩や授業料を支払った記録はない。

(21) 例えば、同じ「表4」中の39番「国太郎」は明治五年一月に一〇月分の授業料を支払っており、明治六年三月には一〜二月分と三月分を二回に分けて支払っている。

(22) ほかに、「表3」中の6番「駒吉」は七月二八日に束脩を収めているが、その額は五〇疋で、束脩の規定額である百疋の半額しかない。16番「大田宇平」も八月三日に収めた束脩は五〇疋である。ま